ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則(平成22年1月29日付け21消安第11092号消費・安全局長通達)の 一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

2 こん包及びこん包場所

(1) 「略]

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとさ れている。

īF

ア 温湯浸漬処理施設に接続して設置されており、窓等の開口 部には全て網が張られている等、チチュウカイミバエ、ミナ ミアメリカミバエ及びニシインドミバエ(以下「ミバエ類」 という。)の侵入を防止するための設備があること。

イ ・ウ「略]

- 4 消毒及び検査の実施の確認
- (1) 「略]
- (2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の確認について、次に定めると ころにより、原則として、1年に1回以上、ペルー植物防疫機 関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査 が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防 疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査によ り検査が的確に実施されたことを確認するものとする。 ア「略〕

イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にミバエ類がなかったこ とを確認すること。

- 5 輸出の停止
- (1) 「略]
- (2)ペルー植物防疫機関は、告示3の(1)の検査の結果、ミバ 工類を発見したときは、直ちに日本国植物防疫機関に通報する <u>しと</u>もに、ミバエ類が付着した原因について調査し、その原因 が判明するまでは、以後の告示4の消毒を行わないものとされ ている。
- 輸入檢查

2 こん包及びこん包場所

現

(1) 「略]

(2) こん包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとさ れている。

行

ア 温湯浸漬処理施設に接続して設置されており、窓等の開口 部にはすべて網が張られている等、チチュウカイミバエの侵 入を防止するための設備があること。

イ・ウ「略〕

- 4 消毒及び検査の実施の確認
- (1) 「略]
- (2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の確認について、次に定めると ころにより、原則として、1年に1回以上、ペルー植物防疫機 関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査 が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防 疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査によ り検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア「略]

イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエが なかったことを確認すること。

- 5 輸出の停止
- (1) 「略]
- (2)ペルー植物防疫機関は、告示3の(1)の検査の結果、チチ ュウカイミバエを発見したときは、直ちに日本国植物防疫機関 に通報するとともに、チチュウカイミバエが付着した原因につ いて調査し、その原因が判明するまでは、以後の告示4の消毒 を行わないものとされている。
- 輸入検査

- $(1) \sim (3)$ 「略]
- (4) 植物防疫官は、<u>ミバエ類</u>が発見された場合は、次の措置を講 ずるものとする。
 - ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、<u>ミバエ類</u>が 発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ <u>ミバエ類</u>が付着した原因についてペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

- $(1) \sim (3)$ 「略]
- (4) 植物防疫官は、<u>チチュウカイミバエ</u>が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、<u>チチュウカ</u> <u>イミバエ</u>が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること
 - イ <u>チチュウカイミバエ</u>が付着した原因についてペルー植物防 疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の 輸入検査を中止すること。